

フランス国内交通基本法について

1. 公布:1982年12月30日

2. 構成

①第1編:異なる交通機関に適用される一般規定

- ・ 「交通に関する権利」の規定
- ・ 労働条件
- ・ 社会基盤等の計画
- ・ 交通に関する国家評議会 (conseil national des transports) に関する規則
- ・ その他総則

②第2編:異なる交通機関に適用される個別規定

鉄道、都市交通、人及び貨物の道路輸送、河川交通並びに航空の各交通機関に関する規定

③第3編:雑則

この法律の適用範囲、島嶼部の交通についての規定

3. 「交通に関する権利 (droit au transport)」について<第1条、第2条> (2009年8月時点 仮訳)

<第1条>

国内交通体系は、

- ・ 共同社会にとって経済的、社会的、環境的な面からもっとも有利な条件の下に利用者の必要を満たさなければならない。
- ・ 国民の団結及び連帯、国防、経済的及び社会的発展、均衡のとれた国土整備及び持続可能な発展、国際交易特に欧州域内交易の発展に貢献するものとする。

これらの要求は、交通事故やその危険性、特に騒音などの公害、汚染、温暖化ガスの排出等の制限・減少を目指すことを尊重しつつ、

- ・ 移動制約者を含む全ての利用者の持つ移動する権利及びこれに関して交通機関を選択する自由
- ・ その財貨の輸送を自ら実施するか又はこの輸送を自己の選択する交通機関に委託するに当たって全ての利用者に認められる権利

を実現化することによって満たされる。

<第2条>

交通に関する権利の漸進的实施によって、利用者は、

- ・ アクセス
- ・ サービスの質
- ・ 運賃
- ・ 共同社会の負担となる費用、特に公共輸送機関の利用による費用

について合理的な条件の下で移動することが可能となる。

このような意図の下に、移動制約者及びその介護者のために、特別措置をとることができる。

不利な社会的環境に置かれた人々、特に島嶼及び都会からの遠隔地もしくは本土の交通不便の僻地に住む人々に対しては、この種の状況に適した想定を設けることができる。

交通に関する権利は、利用者には供されている交通機関及びその利用方法についての情報を受け取る権利を含む。

注) 浅井俊隆(2005)「わが国における「交通権」の位置づけについて—交通権の請求権的側面」(運輸と経済 2005年3月)

- ・ 「Loi d'orientation」は、「『進路指導法律、オリエンテーション法律』特定の社会的・経済的領域の新しい基本政策を定める法律」である。国内交通基本法は、基本的には交通政策の基本的方向性を定めるものであって、交通に関して個人に何を保障するかについて具体的に定めるものではない。

